

令和8年度 第1回 評議会 資料④

令和7年度山梨支部事業実施結果について



全国健康保険協会
山 梨 支 部

令和7年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
企画総務グループ

◆ 令和7年度目標達成状況（企画総務G）

対 応 項 目		指 標	目 標	結 果	評 価
1	インセンティブ（報奨金）制度の実施及び検証	実績（確定値）の総合順位（全国47支部中）	15位以内/ 47支部中	10位 令和6年度実績	○
2	医療資源の適正使用	ジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース） バイオシミラー使用促進 （関係者や医療機関への訪問機関数）	【KPI】 前年度以上 （88.8%） 【KPI設定なし】 定性評価	90.4% （R8.1実績分） 5医療機関に 訪問済	○
3	広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	【KPI】 54.2%以上	57.60%	○
4	地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施	【KPI設定なし】 定性評価	実施済	—
5	コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	【KPI】 1,150事業所	1,255事業所	○
6	費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	【KPI】 15.0%以下	0%	○

1. インセンティブ（報奨金）制度の実施及び検証

○令和7年度事業計画（抜粋）

- 令和3年度に結論を得た見直し後のインセンティブ制度について、加入者及び事業主に仕組みや意義を理解していただけるよう、引き続き周知広報を行う。
- 評価の低い指標については、結果を分析し、戦略的な方針を検討するなど取組みを強化する。

○令和6年度実績結果（確定実績まで）

令和5年度実績（確定値）					令和6年度実績（確定値）					インセンティブ（報奨金）付与	財源拠出
16位					10位					1億5,200万円 (0.02%)	0.01% (令和8年度の 保険料率に反映)
指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤	指標①	指標②	指標③	指標④	指標⑤		
7位	14位	35位	8位	34位	8位	3位	37位	12位	19位		

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

指標④ 要治療者の医療機関受診率

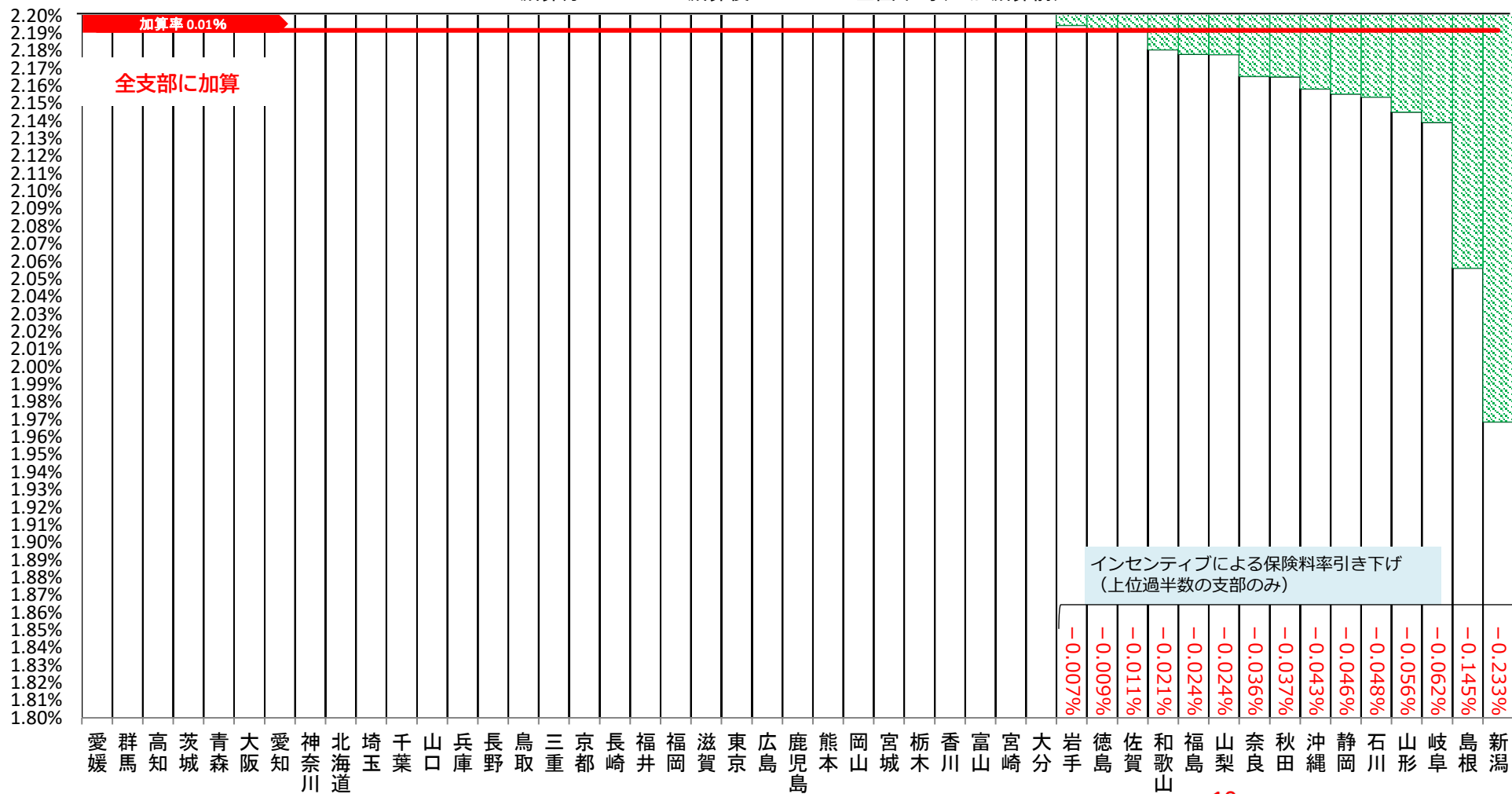
指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

■ インセンティブ付与の仕組み・・・（報奨金イメージ）

令和6年度実績（4月～3月確定値）のデータを用いた実績

【令和6年度実績評価 ⇒ 令和8年度保険料率へ反映】

減算分 減算後 全国平均（＝加減算前）



10
位

制度趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、インセンティブ（報奨金）を付与。

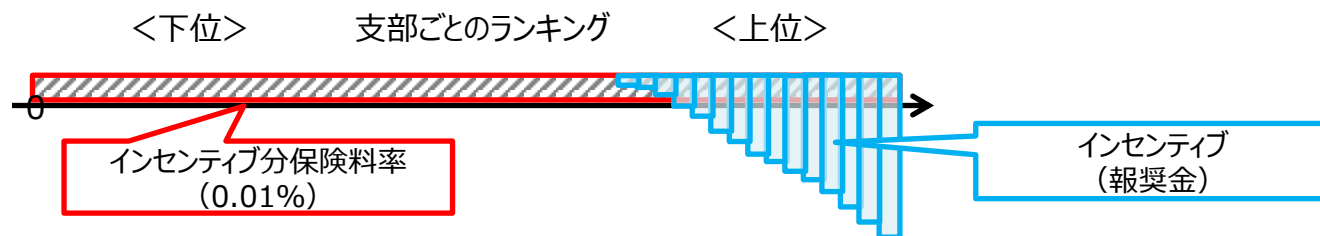
①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%※を盛り込む。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。
平成30年度の実績（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 令和元～2年度の実績（令和3～4年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和3年度以降の実績（令和5年度以降の保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



○令和7年度取組内容・結果

- 様々な機会を通じて制度や現状の周知を行い、加入者・事業主に対して行動変容を促進した。
(支部ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員だより、各種会議やイベント等)
- 令和6年度実績の総合順位は10位
15位以内にランクインしたことにより、令和8年度保険料率算定時におけるインセンティブ（報奨金）を獲得。
→ インセンティブの獲得により、0.01%料率を引き下げる方向に作用した。
→ 令和8年度支部保険料率は9.55%に決定（前年度より0.34ポイント引き下げ）した。
- 5つの評価指標のうち、2つの指標（指標②と⑤）について大きく躍進したが、指標③については順位が低迷。
→ 指標②（特定保健指導の実施率）は14位→3位、指標⑤（ジェネリック医薬品の使用割合）は34位→19位に上昇。
指標③（特定保健指導対象者の減少率）については、39位→35位→37位と3年連続30位台。

2. 医療資源の適正使用

※以下、「ジェネリック医薬品」はGEと表記

○令和7年度事業計画（抜粋）

- 加入者にGEについて正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。
- GE使用割合80%以上の水準を維持・向上できるよう、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、それぞれの課題に応じた取組を行う。
- 山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施し、山梨県全体の使用促進を図る。
- 国の方針を踏まえ、山梨県内のバイオシミラーの使用状況について、調査や情報収集等を行う。
- かかりつけ医を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点等について、加入者への周知・啓発を図る。

○K P I：支部のGE使用割合を前年度以上とする。

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標との差
前年度末（88.8%）以上	90.4% (令和8年1月実績)	1.6%（目標達成）

○K P I：バイオシミラー使用促進（関係者や医療機関への訪問機関数）

県内5つの医療機関へ訪問し、県内のバイオシミラーの使用状況などのデータを提供し、情報共有した。

訪問医療機関				
山梨県立中央病院	山梨大学医学部附属 病院	市立甲府病院	山梨厚生病院	富士吉田市立病院

○令和7年度取組内容・結果

- 1) 山梨県薬剤師会との連携 ⇒ 薬剤師会会員の166薬局へ、「マイナ保険証カバー（GE 冊子付き）」10,000部を配布
- 2) 協会けんぽ山梨支部長、山梨県福祉保健部長、関東信越厚生局山梨事務所長との連名により、医療機関や薬局毎のGE使用割合等のデータで作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」を送付。
⇒甲府市、富士吉田市、山梨市、上野原市、昭和町、富士川町の6市町の49医療機関と50薬局へ郵送（令和8年1月）
- 3) 様々な媒体を活用した広報の実施
 - 新聞広告 ⇒ 山梨日日新聞：半3段モノクロ広告(2月、3月)、山梨新報：半4段モノクロ広告(2月)
 - 軽減額通知 ⇒ 「甲斐市・甲州市・中巨摩郡昭和町・甲府市」に居住し、GE切替による医療費の削減効果（医科調剤500円以上、調剤50円以上）が見込まれる対象者（1,000名）に送付
 - 市町と連携 ⇒ 連携協定を締結している12市町と連名で、医療費適正化に関する広報チラシを18,000名に送付
- 4) 県内5つの医療機関に対し、バイオシミラー使用状況のデータを提供。
- 5) 新生児がいる被保険者を対象に、適正受診や育児等の情報を掲載した小冊子を送付し、GEの使用促進などを保護者に周知した。

3. 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

○令和7年度事業計画（抜粋）

- 令和8年度保険料率改定、健診体系の見直しについて、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、積極的に広報を行う。
- 広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえた細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。
- 加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メルマガの活用に取り組む。
- 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、オンラインを活用したセミナーの開催、「健康保険委員だより」などの健康情報の提供などを通じて、健康保険委員活動の活性化を図る。
- 山梨県、市町村、関係団体との連携による広報を実施するとともに、これらの団体が開催するイベントに関与し、協会の取組を一般の方々にも広く発信していく。

○K P I：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.2%以上とする。

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標との差
54.2%以上	57.60%	3.40%（目標達成）

○令和7年度取組内容・結果

【広報活動】

- 保険料率、健診体系の見直しについて、新聞や関係団体の機関誌を通じて広報を行った。
- 納入告知書同封チラシ、メールマガジンなどの定期発行物や月2回のLINEの配信、支部ホームページの適時更新、健康宣言事業所への健康情報冊子提供などを通じて、加入者や事業主に対してわかりやすくタイムリーな情報を発信した。
- 令和8年1月に山梨県の健康イベント（減塩フェスタ、健やか山梨21大会）内で、健康測定器を使用したブース出展を実施。
（野菜摂取度や血管年齢測定を実施）

【健康保険委員】

- 睡眠に関するオンラインメンタルヘルスセミナーを実施した。＜ 参加事業所数：36事業所＞
- 健康保険委員表彰状伝達式を開催した。（令和7年11月に年金委員表彰と合同で開催）
＜ 理事長表彰：2名 ＞ ＜ 支部長表彰：6名 ＞ ※伝達式後、年金事務所と合同で研修会を開催
- 健康保険委員への情報提供として、「健康保険委員だより」を令和7年8月と令和8年2月に配布した。
- 令和8年3月に山梨県内3会場（甲府市、南アルプス市、富士吉田市）で研修会を実施した。＜ 参加者数：約170名 ＞
甲府会場については、山梨県歯科医師会と連携し、講演を行った。

4. 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

○令和7年度事業計画（抜粋）

- 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、山梨県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。
- 健康づくりや医療費適正化等に関する会議において、協会が保有する医療費や健診データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。
- 保険者協議会や覚書を締結した市町等と協働で、医療データ等を分析し、県民の健康保持・増進に向けた取組を行う。
- 県民の健康増進のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携協力し、効率的・効果的な事業を実施する。
- 地域医療構想調整会議において、医療保険者の立場から健康・医療情報を「見える化」したデータ等を活用して意見発信を行う。

○K P I：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。

○令和7年度取組内容・結果

- 県等関係方面への積極的な意見発信、および関連団体等との連携強化
 - 1) 県内参加協議会等
 - ・山梨県保険者協議会 ・山梨県後発医薬品安心使用促進協議会 ・健やか山梨21推進会議
 - ・山梨県後期高齢者医療懇話会 ・山梨県被用者保険等保険者連絡協議会
 - ・山梨県地域・職域保健連携推進協議会、地区（4区域）地域・職域保健連携推進協議会
 - ・4市（甲斐市、都留市、甲州市、富士吉田市）の国民健康保険運営協議会
 - ・甲府市食育推進計画協議会
 - 2) 地域医療構想調整会議（中北、富士・東部、峡東、峡南）

3) 主な意見発信

- ・「特定健診・特定保健指導の実施率向上に向けた取組」については、協会けんぽでも特定保健指導実施率や医療機関の早期受診が課題である。保険者協議会としても、事業計画のとおり広報の強化等をお願いしたい。（保険者協議会）
 - ・「NDB」データをはじめ、国保のみのデータではなく、協会けんぽも含んだ山梨県全体のデータは、とても貴重であるとする。我々「職域」だけの目線では、本来の山梨県民の健康に関する問題点等、気が付けない事がないか、これらの資料を活用しながら、保健事業・医療費適正化事業を進めて行きたい。（保険者協議会）
 - ・バイオシミラー使用促進事業として、協会けんぽ山梨支部での取り組みについて説明した。（5 医療機関への訪問および各医療機関のデータを提示等）
また、マイナ保険証を基本とする仕組みに変化したことにより、保険証にかわる「加入者との接点」として「けんぽアプリ」を紹介した。（保険者協議会）
 - ・重点目標に関する協会けんぽ山梨支部の令和6年度取組状況について紹介した。（健やか山梨21推進会議）
- 減塩：減塩に関する特設ページの開設し、インターネット広告（バナー広告）を実施。また、塩分摂取に関するアンケート結果を報告した。
- 歯・口腔の健康：3月の健康保険委員研修会で、歯科医師会講師による講演を頂いた。県歯科医師会と連携してメールマガジンに「歯と健康のコラム」を掲載。
- 健診及び精密検査受診率の向上：健診自己負担額の軽減、付加健診の対象年齢の拡大を実施。過去3年間未受診の40歳以上に受診勧奨（14,828人）の実施や健診機関に当日指導の強化について説明。

4) 令和7年度に包括的連携に関する協定書等を締結した関係団体

- ・山梨産業保健総合支援センター（令和7年5月に締結）

5. コラボヘルスの推進

○令和7年度事業計画（抜粋）

- 健康保険委員委嘱事業所や業界団体などに、文書や電話による健康宣言の勧奨を行う。
- 健康経営を支援・推進する団体（協力事業者）との連携により、健康宣言事業所の拡大を図る。
- 健康情報誌や本部が提供する事業所健康度診断シート「事業所カルテ」等の配布やオンライン等を活用した健康づくり講座を開催するなど、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図り、事業所の健康づくり（身体活動、運動、食生活・栄養、メンタルヘルス予防対策）の推進をサポートする。
- メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施し、事業所における取組の底上げを図る。

○K P I：健康宣言事業所数を1,150社以上

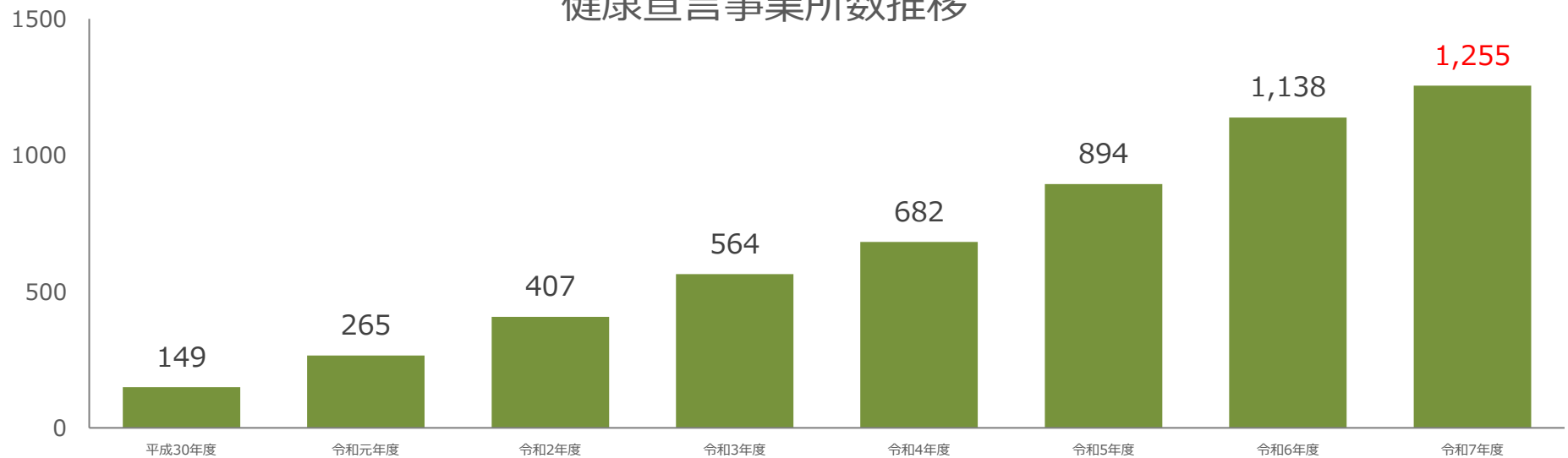
令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標との差
1,150社以上	1,255社	105社（目標達成）

○令和7年度取組内容・結果

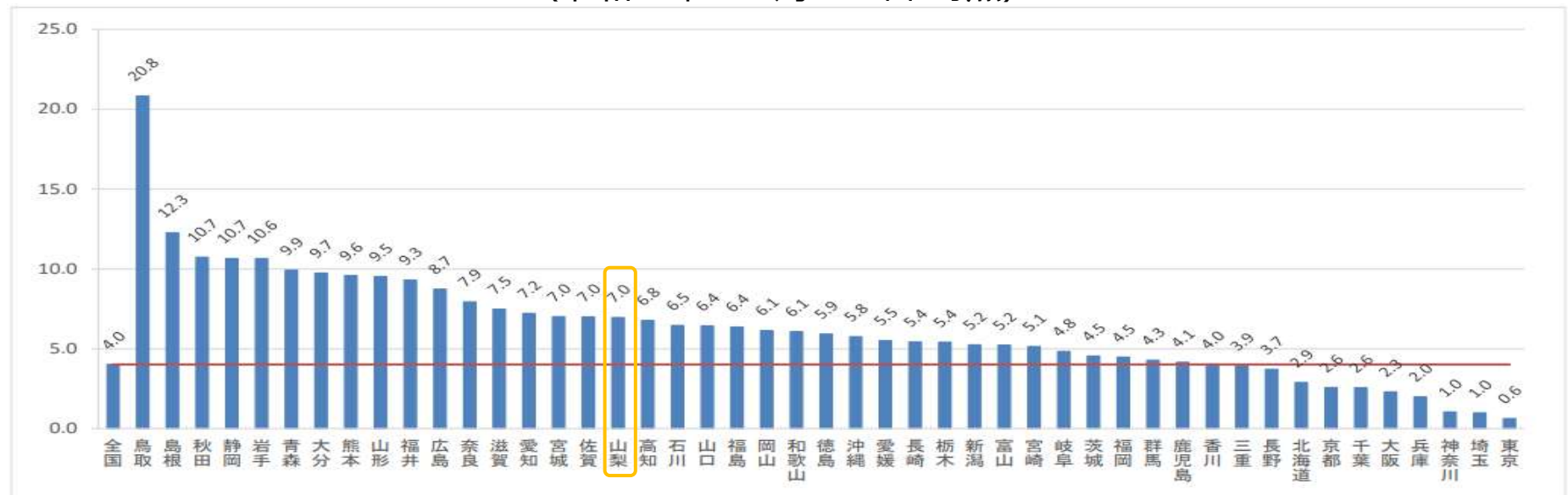
- 健康宣言事業所及び健康保険委員委嘱事業所の拡大を図るため、外部委託による文書及び電話勧奨を実施した。
- 宣言事業所に対し、年4回健康情報冊子および各種情報提供物を送付した。
- 健康課題の抽出、健康づくりの参考資料として事業所の健康度を見える化した「事業所（業態別）カルテ」を送付した。
- 令和7年8月に睡眠に関するオンラインメンタルヘルスセミナーを実施した。

山梨支部 健康宣言事業所数推移

令和8年3月末時点



令和7年度 健康宣言事業所数の適用事業所数に占める割合 (令和7年12月31日時点)



※「健康経営優良法人認定制度2026」で認定された県内企業161社のうち、**142**社が協会けんぽ山梨支部の加入事業所でした。¹⁴

6. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

○令和7年度事業計画

- サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の削減に努める。
- 100万円を超える調達とは原則として一般競争入札とし、随意契約が適当な案件は調達審査委員会において妥当性の審査をする
とともに、調達結果等をホームページに公表し、透明性を確保する。（令和7年10月～ 100万→200万に変更）
- 業者への声掛けの徹底、十分な公告期間や履行期間の設定や複数者からの見積書の徴取等の取組を行い、多くの業者が参加しやすい環境を整備することで一者応札案件の減少に努める。また、入札の際に入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者への調査や、公告後の業者への声掛けを行う。

○K P I：一般競争入札に占める一者応札案件（年度内に契約した案件）の割合を15%以下とする。
ただし、年間6件以下の場合は1件以下とする。

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	達成状況
15.0%以下	0% （0件/12件中）	15.0%以下のため目標達成

令和7年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
保健グループ

◆ 令和7年度目標達成状況

対 応 項 目		指 標	目 標	結 果	評 価
1	特定健診受診率の向上	生活習慣病予防健診受診率（被保険者）	【KPI】 77.7%以上	74.9%	×
2	特定健診受診率の向上	特定健診受診率（被扶養者）	【KPI】 43.3%以上	41.2% R8.2月末現在	-
3	事業者健診データ取得率の向上	事業者健診データ取得率	【KPI】 3.6%以上	2.6%	×
4	特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導実施率（被保険者）	【KPI】 29.6%以上	30.8% 暫定	-
5	特定保健指導の実施率向上	特定保健指導実施率（被扶養者）	【KPI】 15.0%以上	6.2% 暫定	-
6	重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	【KPI】 前年度末 (35.1%) 以上	35.4% R7.12月末現在	-

＜＜健診＞＞

特定健康診査（特定健診）とは

平成20年度より実施されているメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした健診のこと。
保険者に義務づけられている。

40歳から74歳の人に対して、生活改善指導（特定保健指導）を行う対象者を抽出するために実施する。

協会けんぽでは、「生活習慣病予防健診」「事業者健診」「被扶養者の特定健診」の3つの健診に分かれている。

1. 生活習慣病予防健診受診率の向上

○令和7年度事業計画

- 委託健診機関のない地域を中心に、生活習慣病予防健診が実施できる医療機関と契約締結を図る。
- 令和5年度からの自己負担の軽減に加え、令和6年度からの付加健診対象者拡大に関する広報を積極的に行うとともに、関係団体と連携し受診勧奨等の取組を行い、受診率の向上を図る。
- 市町村や商工会、健診実施機関等と連携し、受診受入人数が不足している地域を中心に生活習慣病予防健診を受診できる機会を増やす。
- 新規適用事業所、任意継続被保険者に対して、対象者を印字した健診対象者一覧表を速やかに送付し、受診を促す。また、R6年度に生活習慣病予防健診を受診していない被保険者に対し、個別に受診勧奨を実施する。
- コラボヘルスエントリー事業所について、健診受診率100%となるよう「事業所カルテ」や健康情報誌等を配布し、受診勧奨を行う。

○K P I : 生活習慣病予防健診の実施率を77.7%以上とする。

(40-74歳実施見込者数：81,838人、対象者数105,326人)

令和7年度 目標	令和7年度 受診者数	令和7年度 実施率	目標達成度	令和6年度 実施率	R7-R6
77.7%	81,250件	74.9%	99.3%	73.7%	+1.2%

令和7年度被保険者対象者数：108,475人（令和8年3月末）

○令和7年度取組内容・結果

- 委託健診機関の拡大を図るため複数機関に訪問勧奨および電話勧奨を行い2機関（市立甲府病院・都留市立病院）と契約締結。引き続き、加入者の利便性向上のため委託健診機関拡大に努めた。
- 健診実施機関の協力のもと、市町村や商工会等と連携し、集団健診を実施した。
- 市町村や商工会等と連携した集団健診について、更なる保健事業の充実（自己負担軽減、付加健診の対象年齢拡大）の内容を含めた広報を行い、受診勧奨を行った。
- 新規適用事業所宛健診案内 721件、任意継続新規加入者案内を 1,518件発送し、受診勧奨を行った。
- 令和6年度未受診の被保険者の自宅へ生活習慣病予防健診の受診勧奨文書を4,612件送付した。
- 健康宣言事業所に対して、年4回の情報誌（計4,750 件）の送付や年1回の事業所カルテ等の送付（1,238件）により、加入者の健康意識啓発を行った。
- 集合バス健診及び受診勧奨結果

集合バス健診日数	(R7) 34日
受診勧奨事業所数	(R7) 9,257事業所
勧奨後受診事業所数	(R7) 809 事業所
勧奨後受診者数	(R7) 2,507 人

2. 事業者健診データ取得率の向上

○令和7年度事業計画

- 事業者健診データ取得のために、事業主に対し山梨労働局と連名の依頼文を送付するとともに山梨県産業安全衛生大会などで依頼文の配付を行う。
- 提供依頼書未取得の事業所へ文書や電話等により提出勧奨を行う。
- 外部委託を活用し、委託契約未締結の健診機関で事業者健診を実施している事業所に対し、紙の健診結果の取得勧奨を実施する。

○K P I : 事業者健診データの取得率を3.6%以上とする。(取得見込者数 : 3,792人、対象者数105,326人)

令和7年度 目標	令和7年度 取得数	令和7年度 取得率	目標達成度	令和6年度 取得率	R7-R6
3.6%	2,795件	2.6%	73.7%	2.4%	+0.2%

令和7年度被保険者対象者数 : 108,475人 (令和8年3月末)

○令和7年度取組内容・結果

- 取得件数は、2,795件となった。(事業者健診から生活習慣病予防健診に切り替えをする事業所が増加していることが、目標達成に至らない主な要因となっている。)
- 外部委託により紙の健診結果の取得勧奨を行い、975件のデータ取得した。
- 健診実施機関へのデータ作成契約勧奨を行い、1健診実施機関と作成委託契約を締結した。

3. 特定健診診査受診率（被扶養者）の向上

○令和7年度事業計画

- オプショナル測定等を利用した特定健康診査について、商業施設やホテル等での魅力ある健診を新たに実施することにより、受診行動につなげていく。
- 次年度から特定健康診査の対象となる方（39歳）に対し、受診勧奨を行う。
- 市町村における「がん検診」との同時実施等を推進し、実施率の向上を図るとともに、「骨粗鬆症検診」、「歯科検診」、「眼底検査」を集団健診時のオプションとして活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。
- 新規加入の被扶養者に対し、速やかに受診券等を送付し受診を促す。

○K P I：特定健康診査の実施率を43.3%以上とする。（実施見込者数：10,695人 対象者数24,699人）

令和7年度 目標	令和7年度 受診数	令和7年度 実施率	目標達成度	令和6年度 実施率	R7-R6
43.3%	9,028件	41.2%	84.4%	41.7%	▲0.5%

令和7年度被保険者対象者数：21,904人（令和8年2月末）

○令和7年度取組内容・結果

- 大型商業施設を利用したオプション測定付き健診「まちかど健診」については3会場、日数は10日間、619名が受診した。また、受診率の低い市町を対象としたオプション測定付き健診「ミニまちかど健診」を、甲府市、富士河口湖町、上野原市で各1日、都留市、富士吉田市で各2日実施し、109名が受診した。
- 来年度40歳になる被扶養者に対し、勧奨通知およびリーフレットを601件発送した。
- 新規扶養加入者に対し、受診券・健診案内を3,463件発送し受診勧奨を行った。
- その他、協定を締結している甲府市、富士吉田市、山梨市、上野原市と連携し、受診もれのないよう市の集団健診の日程を広報し受診勧奨を行った。

会 場	日 程	勧奨者数	受診者数
ラザウォーク甲斐双葉	令和8年3月2日（月）～3月6日（金）	19,483件 （山梨県内在住の未受診者へ発送） ※東京支部加入、山梨県内在住者含む	352名
アイメッセ	令和8年3月10日（火）～3月12日（木）		154名
富士吉田市民会館	令和8年3月18日（水）		113名
ジットプラザ	令和7年12月10日（水）	664件	8名
都留市まちづくり交流センター	令和7年12月19日(金)・令和8年1月9日(金)	904件	28名
上野原市文化ホール	令和8年1月19日(月)	464件	11名
ホテルレジーナ河口湖	令和8年1月8日（木）	810件 1,398件	23名
富士吉田市民会館	令和7年12月11日(木)・令和8年1月7日(水)		39名

＜＜特定保健指導＞＞

特定保健指導とは

メタボリックシンドロームの予防・改善を目的とした保健指導のこと。

保険者に義務づけられている。

特定健診を受けた結果で対象者となった40歳から74歳の人に対して生活改善指導（初回面接を行い、3か月以降に改善状況を評価）を行う。

4. 被保険者の特定保健指導実施率の向上

○令和7年度事業計画

- 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- 保健指導実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等や業態等を選定し、重点的かつ優先的に優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- 特定保健指導の質を確保した上で健診実施機関等への外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。
- 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性向上を図る。
- 事業所での集団健診や生活習慣病予防健診以外の特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、健診日に特定保健指導を実施する。

○K P I：被保険者の特定保健指導の実施率を29.6%以上とする。（実施見込み者数 4,917人）

【実施結果：被保険者の特定保健指導の実施率 30.8% 実施者数 5,036人】

	R7目標（件）			R7実績（件）			目標到達度（%）			R6実績（件）			R7-R6（件）		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
実施率	2,417	2,500	4,917	2,348	2,688	5,036	97.1%	107.5%	102.4%	2,726	1,859	4,585	▼378	829	+451

（令和8年3月暫定）

○令和7年度取組内容・結果

- 経年的に特定保健指導の利用率が低い事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に支部長や保健グループ職員等が訪問等による利用勧奨を行った。
- 健康リスクの高い食料品・タバコ製造業が加入している山梨県食品工業団地協同組合及び山梨県中小企業団体中央会と連携を図り連名でポスターを作成し会員事業所に送付した。ポスターの構成は、業態の健康課題を踏まえた特定保健指導の利用勧奨及び未治療者に対する医療機関への受診勧奨とした。
- 外部委託については、県内の特定保健指導受託健診機関と日頃より連携を図り、情報交換しながら顔が見える関係性の構築に努めた。また、健診機関等において健診当日に初回面談を実施できる体制を確保すべく、何度も繰り返して訪問するなど粘り強く交渉を進め、委託実績向上・新規契約につなげた。（1機関と新規契約）
- 健康宣言事業所に対し、保健指導実施率100%となるよう健康情報誌の配布時に勧奨を実施した。
- 生活習慣病予防健診以外に特殊健康診断等を実施している事業所に働きかけ、4事業所の特殊健診日に特定保健指導を実施した。
- 検診車における生活習慣病予防健診の当日に、遠隔による初回面談分割実施業務を保健指導専門機関に委託した。

5. 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

○令和7年度事業計画

- 被扶養者を対象としたホテル等を利用しての健診実施日に健診機関と連携して特定保健指導を行う。

○ K P I : 被扶養者の特定保健指導の実施率を15.0%以上とする。(実施見込み者数 : 138人)

【実施結果 : 被扶養者の特定保健指導の実施率 6.2% 被扶養者実施者数 46人】

26	R7目標 (件)			R7実績 (件)			目標到達度 (%)			R6実績 (件)			R7-R6 (件)		
	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計	協会	委託	計
実施率	18	120	138	5	41	46	27.7%	34.2%	33.3%	39	26	65	▼34	15	▼19

(令和8年3月暫定)

○令和7年度取組内容・結果

- 健診結果に基づき、特定保健指導の利用券を送付 836名。
- ホテル等を利用しての健診実施日に健診機関と連携して特定保健指導を実施43名。
- 新たに1健診機関と個別契約を締結し、加入者の利便性向上に努めた。

6. 特定保健指導対象者減への取組

○令和7年度事業計画

- 2024年度から開始された第4期特定健診・特定保健指導において、評価体制の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、効果的な指導のために備えるべき要素等のスキルアップに向けた研修を計画的に実施する。
- 外部委託によるICTを組み合わせた保健指導の更なる拡大により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- 特定保健指導の中断率や特定保健指導対象者の減少率の改善のため、継続支援の外部委託を行う。
- 支部内研修等を通じて、協会保健師・管理栄養士のスキルアップを図り、対象者のニーズに合わせた、より質の高い保健指導を実施する。

○令和7年度取組内容・結果

- 年6回の支部内研修会を実施。保健指導者が研修の企画立案から主体的に携わることで、研修会に積極的に参画できるよう調整を図った。成果が求められる第4期特定保健指導に対応すべく、グループワークや講義等を通して、アウトカム評価可能な目標設定を導き出し、行動変容を促す効果の高い保健指導を実施するためのスキルアップを図った。
- 12月に保健指導委託機関及び支部保健指導者を対象とした特定保健指導従事者合同研修会を開催。事例を通じたリフレクション等を通じて特定保健指導に携わる専門職全体のスキルアップに取り組んだ。
- 令和5年度より引き続き、外部の保健指導専門機関に積極的支援初回面談後の継続的な支援を委託した。

≪重症化予防事業≫

○未受診者の受診勧奨事業

血圧、血糖、脂質、胸部エックス線※に関する検査値が要治療域と判定されながら、医療機関を受診していない35歳以上75歳未満の加入者に対し、文書や電話により受診勧奨を行う事業。

※（令和7年10月から新たに開始）

一次勧奨対象者

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)	LDL
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

二次勧奨対象者

①	収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c(NGSP値)
	180mmHg以上	110mmHg以上	160mg/dl以上	8.4%以上

② 一次勧奨該当基準（血圧・血糖・LDL）のうち、2つ以上に該当する者

なお、令和6年4月健診受診者より、空腹時血糖及びHbA1cが基準値に該当し、かつ、尿蛋白が+以上の者に対しては、尿蛋白陽性を放置することのリスク等についても伝えることとなった。

○糖尿病性腎症重症化予防事業

かかりつけ医と連携した改善指導を行う事業。

7. 未受診者への受診勧奨事業

○令和7年度事業計画

- 健康意識が高い健診当日から一次勧奨までの間に健診機関からの0次勧奨（パンフレット手交等）を実施する。
- 支部による未治療者への二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と契約保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、より効果的に実施する。
- 新たに対象者に加わる特定健診受診の被扶養者や事業所健診データ取得者等の未治療者への受診勧奨について、手法等を検討する。
- 事業主や健診担当者に対して医療機関への受診勧奨のための環境整備及び支援体制の構築を働きかけていく。

○K P I：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。

【 実施結果：令和6年度健診受診分の医療機関受診率 35.4% ← 令和5年度 35.1 % 】

（令和7年12月末現在）

○令和7年度取組内容・結果

- 健診当日の健診機関による効果的な受診勧奨を目的として、山梨県福祉保健部健康増進課と連名で高血圧に関する情報発信や受診を勧める内容のポスター及びパンフレットを作成。生活習慣病予防健診実施機関の協力を得て、健康意識が高い健診当日に受診を促した。
- 本部による一次勧奨後、二次勧奨として、外部専門機関への委託による文書勧奨と協会保健師による支部からの電話勧奨を組み合わせ、着実に実施した。

【令和6年度健診受診分 受診結果（血圧・血糖・脂質）】

受診勧奨基準値該当者9,704人中、受診者数 3,433人 受診率 35.4%

（R6.10月～R7.9月健診受診者への文書・電話勧奨）

本部による一次（文書）勧奨の実施

⇒ 送付実施者数：7,238人

支部による二次勧奨の実施（一次勧奨の未治療者）

⇒ 文書勧奨：6,666人（送付実施者数）

⇒ 電話勧奨：3,118人

8. 糖尿病性腎症重症化予防事業

○令和7度事業計画

- 治療コントロールが不良な方に対し、かかりつけ医と連携した改善指導を実施する。
⇒ 糖尿病性腎症に係る重症化予防のための健康相談予定実施人数：7人
- 糖尿病重症化予防事業の実施拡大に向け、医師会や医療機関等の団体と連携して事業を進めていく。

○令和7年度取組内容・結果

〈ハイリスク者に対する保健指導〉

- 実施案内送付数：87人
- 新規保健指導実施者：3人

山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに87人の方に保健指導案内を送付。3名の方より参加希望があり、主治医より指示書の提供を受けて、2名は8月から3月にかけて保健指導並びに支援を実施。1名は転院に伴い途中終了となった。

〈糖尿病治療中断者、未治療者に対する受診勧奨〉

- 実施案内送付数：98人

山梨県糖尿病重症化予防プログラムの基準をもとに98人の方に受診勧奨チラシを送付。希望者には健康相談を電話で実施した。

令和7年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
業務グループ

◆ 令和7年度目標達成状況

対 応 項 目		指 標	目 標	結 果	評 価
1	サービススタンダードの遵守	サービススタンダードの達成と平均所要日数の短縮	【KPI】 サービススタンダード100% 平均所要日数 7日以内	サービススタンダード100% 平均所要日数 4.47日	○
2	現金給付等の申請にかかる窓口受付率	申請書の件数に占める窓口受付件数の割合	【KPI】 前年度 (6.9%) 以下	5.0%	○
3	柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合	【KPI】 前年度 (0.62%) 以下	0.50%	○
4	被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	前年度 (88.2%) 以上	85.2%	×

1. サービス水準の向上

○令和7年度事業計画

- 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード100％／平均所要日数7日以内）を遵守する。
- 電話対応時や研修会等において、申請書等の郵送での提出を案内するとともに、関係機関に働きかけ、窓口受付率を減らし、郵送化率の向上を目指す。
- お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、支部に設置した「CS向上検討委員会」を活用してサービス水準の向上に努める。

○K P I

①サービススタンダードの達成状況 （ ）内は令和6年度実績

令和7年度 事業計画	令和7年度 事業結果
100％／7日以内	100％／4.47日 (100％／5.56日)

②現金給付等の申請にかかる窓口受付率 （ ）内は令和6年度実績

令和7年度 事業計画	令和7年度 事業結果	目標 K P I との差
6.9％以下 (7.4％以下)	5.0％ (6.9％)	▲1.9％ (▲0.5％)

○令和7年度取組内容・結果

- 傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード100％／平均所要日数7日以内）について、郵便受付から支給決定まで効率的な事務処理と職員の時間管理を日々徹底したことで、平均所要日数を4.47日に短縮できた（6年度に比べ1.09日短縮。7年度の全国平均は5.50日）。
- 申請書の提出のみで窓口に来られるお客様のために、窓口を設置した申請書受付BOXの利用を積極的に案内し、窓口業務の効率化を進めた。また、8年1月にリリースした電子申請サービスについても、各種広報媒体を活用した積極的な広報を行った。その結果、窓口受付率を5.0％に低減することができた。
- 架電調査満足度100％を目標に、チェックシートによる架電対応の振り返りを実施しCS向上検討委員会で共有するなど、サービス水準の向上に取り組んだ。

2. 現金給付適正化の推進

○令和7年度事業計画

- 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、適正に実施する。
- 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において事案の内容を精査し、厳正に対応する。

○令和7年度取組内容・結果

- 保険給付適正化 P T 会議を毎月開催。分析ツールを活用した傷病手当金等支給の事後調査結果を報告し、支給の可否について協議を行った。
- 傷病手当金と障害年金等又は労働者災害補償保険法の休業補償給付との併給調整について、事務手順書等に基づいて確実に実施した。
- 傷病手当金と老齢年金・障害年金との併給調整実績

老齢年金		障害年金	
件数	金額	件数	金額
16件	1,874,374円	20件	6,100,893円

- 傷病手当金と労働者災害補償保険法の休業補償との併給調整実績

件数	金額
5件	6,536,086円

3. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

○令和7年度事業計画

- 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。
- 不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。

○K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする

() 内は令和6年度実績

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標 K P I との差
0.62%以下 (0.64%以下)	0.50% (0.62%)	▲0.12% (▲0.02%)

○令和7年度取組内容・結果

- 多部位かつ頻回の申請に対し、2,365件の文書照会を実施した。(令和6年度2,798件)
- 長期・頻回・多部位の請求割合が高い施術所を抽出し重点的に審査を行った。また、重点審査後、対象施術所の申請傾向を捕捉し、改善が見られない施術所には文書で注意喚起を行った。その結果、施術箇所 3 部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合を0.12%と大きく減少させることができた。

4. 被扶養者資格の再確認の徹底

○令和7年度事業計画

- マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。
- 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所へ文書や電話にて勧奨を行う。
- 未送達事業所については、所在地調査により、送達の徹底を行う。

○被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率 前年度以上（KPIの設定なし）

（ ）内は全国平均

令和6年度事業計画	令和7年度事業結果	目標との差
88.2%以上 (88.4%)	85.2% (84.3%)	▲3.0%

○令和7年度取組内容・結果

- 7年度はマイナンバーを活用して被扶養者の収入等の確認を行い、予め扶養解除の可能性の高い者に対象を絞った上で、効率的な再確認業務を実施した。2,593事業所に「被扶養者状況リスト」を送付し、2,208事業所から確認書の提出があった（6年度は9,153事業所に送付）。
- 提出期限までに未提出の事業所の内、531事業所に電話勧奨を実施した。
- 対象を絞ったため提出率は昨年度を下回ったが、被扶養者資格削除となった人数は、全国で18.8万人（昨年度の3倍）となり、効果的な確認が実施できた。山梨支部では、398名が被扶養者資格削除となり、前期高齢者納付金の負担軽減が図られた。

令和7年度 事業結果

全国健康保険協会山梨支部
レセプトグループ

◆ 令和7年度目標達成状況

項 目		目 標	結 果	評価
1	協会のレセプト点検の査定率	【KPI】 前年度（0.072%）以上	0.071% 令和8年2月審査分	×
2	協会の再審査レセプト1件当たりの査定額	【KPI】 前年度（7,507円）以上	6,402円 令和8年2月審査分	×
3	返納金債権（診療報酬返還金（不当）を除く。）の回収率	【KPI】 前年度（82.58%）以上	80.99% 令和8年3月末	×

1. 効果的なレセプト内容点検の推進

○令和7年度事業計画

レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査1件当たり査定額の向上に取り組む。

○K P I ①：協会のレセプト点検の査定率について前年度以上とする。

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標K P Iとの差
0.072%以上 (0.090%以上)	0.071% (0.072%)	▲0.001% (▲0.018%)

○K P I ②：協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

() 内は令和6年度実績

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標K P Iとの差
7,507円以上 (5,913円以上)	6,402円 (7,507円)	▲1,105円 (1,594円)

() 内は令和6年度実績

○スキルアップ事業実施状況

実施年月 実施状況等	令和8年3月 山梨支部主催研修会	支部内勉強会	毎月2回開催
研修内容	査定事例を基にした点検の着眼点やポイントの解説	支払基金との再審査疑義事例協議会	毎月1回開催

○多受診者対策実施状況

年度期首対象者数	年度中 新規対象者数	対応完了者数	対応者残数
5名	0名	3名	2名

○令和7年度取組内容・結果

- 内容点検について、点検の着眼点やポイントの解説を主とする外部講師による支部研修および支部内の勉強会を通じて点検員のスキルアップを図った。また、支払基金との定例会議において、照会事例に対する支払基金の解説や協議により点検員のスキルアップを図った。システムによる点検においては、担当エリア外の点検日や調剤点検の重点日を設けるなど新たな取り組みに着手した。高額点数レセプトにも注力し、査定率・査定額向上に努めたが、KPI①協会のレセプト点検査定率は0.071%（▲0.001%）で目標未達成となった。KPI②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額についても、6,402円（▲1,105円）で前年度を下回り、目標未達成となった。
- 多受診者対策として、保険給付適正化PT会議を毎月開催し、支部内で情報共有及び医療費適正化に向けて協議した。対象者への対応として、行動変容を促す文書を送付し、1名は受診件数の減少に伴い対応完了、2名は資格喪失により対応完了した。

2. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、 債権管理回収業務の推進

○令和7年度事業計画

- 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

※ 保険者間調整・・・資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者の同意のもとに、協会けんぽと国民健康保険との間で直接調整して返納する仕組み。

○K P I ①：返納金債権（診療報酬返還金（不当）を除く。）の回収率を対前年度以上とする。

令和7年度事業計画	令和7年度事業結果	目標K P Iとの差
82.58%以上 (87.15%以上)	80.99% (82.58%)	▲1.59% (▲4.57%)

() 内は令和6年度実績

○返納金債権の件数及び金額

発生件数	回収件数	発生金額	回収金額	回収率
1,320件	1,097件 (118件)	73,208,059円	59,292,225円 (31,713,408円)	80.99%

() 内は保険者間調整による回収件数および回収金額

○令和7年度取組内容・結果

- 債権管理回収業務については、業務フローに基づき定期的な催告（弁護士名催告含む）を実施し、費用対効果を踏まえた法的手続きも4件実施した。また、高額債権については、保険者間調整を積極的に案内し、文書による催告だけでなく戸別訪問や電話勧奨も行い、保険者間調整の取得や年度内回収に結び付けた。KPI①返納金債権の回収率は80.99%（▲1.59%）で目標には至らなかったが、全国平均を上回る（全国8位）高い債権回収率を維持することができた。